

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成30年3月27日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

平成30年3月27日(火) 午前 9時59分 開会
午前11時19分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	南野直司	副委員長	増永和起	委員	檜村一臣
委員	森西正	委員	松本暁彦		
議長	藤浦雅彦	副議長	弘豊		
議員	中川嘉彦				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 総務部長 井口久和

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局参事兼局次長 岩見賢一郎
同局次長代理 田村信也 同局総括主査 香山叔彦
同局書記 渡部真也 同局書記 関正秀 同局書記 宮田瑠璃子

1. 案件

- ・議案第1号 平成30年度摂津市一般会計予算所管分
- ・議案第9号 平成29年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分
- ・追加議案及び議員提出議案の議事日程、扱いについて
- ・議会運営委員会の行政視察について

(午前9時59分 開会)

○南野直司委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

副市長。

○奥村副市長 平成29年度もあとわずかとなりました。大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

今日は、今定例会におきまして、予算案件1件の追加提案をお願いするものでございます。概要につきましては、総務部長より説明させますのでどうかよろしくお願い申し上げます。

○南野直司委員長 挨拶が終わりました。本日の委員会記録署名委員は、檜村委員を指名いたします。

それでは、追加議案につきまして、概略説明をお願いいたします。

総務部長。

○井口総務部長 それでは、議案第36号、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の提案内容をご説明いたします。

今回、例年以上に多額の高額医療費が発生したことによりまして、一般被保険者療養給付費及び高額療養費に係ります予算に不足が生じたため、補正予算を追加提案するものでございます。

予算額といたしましては、議案第12号の平成29年度国民健康保険特別会計予算(第3号)の補正後予算額120億3,157万7,000円に、歳入歳出それぞれ8,000万円を追加し、補正後予算額を121億1,157万7,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で前年度繰越金を増額し、歳出では一般被保険者療養給付費及び

一般被保険者高額療養費を増額するものでございます。

以上、平成30年度第1回定例会追加提出案件の概略説明とさせていただきます。

○南野直司委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○南野直司委員長 再開します。

それでは、議案第1号所管分及び議案第9号所管分につきまして、審査を行います。補足説明を求めます。

藤井局長。

○藤井事務局長 おはようございます。

それでは、議案第1号、平成30年度一般会計予算のうち、議会費に係ります部分につきまして、先般の議会運営委員会で配付いたしました平成30年度当初予算説明書に基づき説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、款19諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入の内訳といたしまして、私用電話使用料は、主に電報発信にかかるものでございます。電子複写機使用料は、議会事務局内のコピー機に係る各会派の使用料で、前年度に比べ1万9,000円の増額となっております。この主な要因といたしましては、平成30年度に大阪府市議会議長会の会長市に当たっており、電子複写機の使用がふえることによるものでございます。

次に、歳出につきましては、議会事務局職員人件費を除く予算の総額は、2億7,

110万5,000円で、前年度と比較いたしますと520万6,000円の減額となっております。この主な要因につきましては、議員報酬、議員期末手当及び共済費によるものでございます。

議員報酬につきましては、前年度当初予算で摂津市議会議員の任期満了月であります平成29年9月分まで議員1名の欠員に伴い、議員20名分の議員報酬を計上し、平成29年10月分からは議員21名分を計上しておりましたが、平成29年9月17日の摂津市議会議員一般選挙から施行されました摂津市議会議員定数条例の一部改正により、議員定数が2名減となったことで、その分に係ります差額を減額して計上しております。

議員期末手当につきましても、議員定数が2名減となったことで、その分に係ります差額を減額しております。共済費につきましては、総務省が毎年示します公的負担金率が引き下げられましたことと、議員定数が2名減となったことで、その分に係ります差額を減額しております。

また、増額分として、議会放送設備等の改修に係る費用を新規要求項目として上げております。

それでは、予算科目に沿って説明させていただきます。

まず、款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬は、議員19名分の議員報酬でございます。節3職員手当等のうち議員期末手当は、6月及び12月に支給されます期末手当で、加算率が0.2で、6月支給率が1.95か月、12月支給率が2.1か月、年4.05か月でございます。

議員期末手当につきましても、議員定数が2名減となったことと、委員長が1名減となったことにより、前年度と比較いたし

ますと397万2,000円の減額となっております。

節4共済費のうち議員共済給付費負担金につきましては、共済給付金の給付に要する費用に係る総務省が毎年示します公的負担金率が、前年度の39.7%から38.2%に引き下げられましたことと、議員2名分の負担金が減額したことにより、対前年度699万2,000円の減額となっております。

負担金4,703万2,000円の算出につきましては、本市の標準報酬月額54万円に1年分としての12か月、議員定数の19名分と平成30年度の負担金率38.2%を掛け合わせて算出したものでございます。

議員共済事務費負担金は、市議会議員共済会に支払う事務負担金で、議員1名当たり年額1万3,000円の議員数19名分でございます。

節7賃金は、議長公務に伴う公用車の運転業務に携わります自動車運転嘱託員1名の一般職非常勤職員賃金で、前年度に比べ53万4,000円の増額となっております。この主な要因といたしましては、大阪府市議会議長会の会長市として公務に出席することによるものと、平成30年4月1日から施行される予定であります一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例改正に伴いまして、平成30年度からは1人当たりの通勤手当の上限であります月額2万5,000円を全庁的に計上することとなったためでございます。

また、一般職非常勤職員賃金は、平成30年4月1日から施行される予定であります条例改正に伴い、前年度の非常勤職員賃金から名称が変更となっております。

節8報償費は、友好都市の交流時に贈呈

する記念品代及び手話通訳者派遣費でございます。記念品代につきましては、前年度と同額を計上しておりますが、手話通訳者派遣費につきましては、年間の派遣時間を50時間から40時間に減らした12万円を計上しております。

節9旅費は、常任委員会における行政視察を実施するための予算を計上し、委員につきましては前年度と同額の1名当たり8万円を議員数19名分、計152万円を費用弁償と、その下、普通旅費におきましては、その随行職員3名分の計24万円を計上しております。また、議長会等関係旅費といたしまして、主に大阪府市議会議長会、全国市議会議長会総会、北摂市議会議長会管外視察等における、議長、副議長及び随行職員の旅費を中心に計上いたしております。また、前年度に比べ増額となっておりますのは、大阪府市議会議長会の会長市として東京都内等への出張がふえることによるものと、オーストラリア、バンダバーグ市、友好都市締結20周年記念式典への行政訪問に同行する場合の旅費として議員1名分と職員1名分、それぞれ33万5,180円を計上していることによるものであります。

節10交際費は、前年度と同額でございます。

節11需用費は、前年度に比べ1,247万6,000円の増額となっております。この主な要因といたしましては、修繕料におきまして、議会放送設備等の改修を予定していることによるものでございます。各会議室及び議会事務局に設置されている放送設備等について、購入後20年以上経過しており、ふぐあいなども発生しているため、放送設備等を更新することとし、総額1,559万9,000円を計上してお

ります。

また、消耗品費におきましては、前年度と比べ52万6,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、平成29年度予算に各議員へ貸与するための防災服や、議員改選に伴います議員章の費用を計上していたことによるものであります。

印刷製本費におきましては、前年度に比べ44万4,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、平成29年度は摂津市議会議員一般選挙に伴う改選号の増刊があったため増額となっていたことによるものであります。

節12役務費におきましては、前年度に比べ375万1,000円の増額となっております。この主な要因といたしましては、筆耕翻訳料の区分を平成29年度まで、節13委託料として計上していたものを、平成30年度から、節12役務費として計上したことによるものであります。通信運搬費は、議会事務局が所有いたします携帯電話の通話料及びファクス回線の架設や休止に係る費用を計上いたしております。手数料は、正副議長室のテーブルクロス等のクリーニング代でございます。筆耕翻訳料は、本会議での速記、そして各委員会、協議会等の音声反訳に係るものでございます。

節13委託料におきましては、前年度に比べ166万3,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、先ほど説明させていただきました筆耕翻訳委託料の区分が役務費に変更となったことによるものであります。会議録検索システムデータ更新委託料は、市議会ホームページや庁内LANから閲覧できます定例会、各委員会の会議録検索システムの管

理及びデータ更新に係るものでございます。議会放送設備等改修実施設計委託料は新規要求項目で、先ほど修繕料において説明させていただきました各会議室及び議会事務局の放送設備等の改修に伴うものとして、実施設計費233万9,000円を計上しております。職員派遣委託料は、正副議長の秘書業務等の派遣職員2名に係るもので、前年度に比べ51万6,000円の増額となっております。この要因は、1時間当たりの単価がふえたことによるものでございます。政務活動費調査委託料につきましては、前年度と同額です。次に、議会映像配信委託料は、前年度に比べ69万円の減額となっておりますが、前年度実績を踏まえて予算計上したもので、契約金額といたしましては、前年度と同様の額となる予定で、内容等の大きな変更はございません。領収書等イメージファイル作成委託料につきましては、前年度と同額です。

節14 使用料及び賃借料のうち、電子複写機レンタル料は、議会事務局内に設置しておりますコピー機のレンタル料でございます。自動車借上料及び通行料等は、議長車の行事参加中に発生する駐車場使用料等でございます。なお、自動車借上料及び通行料等は、全庁的に名称の統一が図られ、前年度の高速道路通行料等から変更となっております。行政視察施設入館料は、常任委員会の行政視察において、一部公共施設への入館料を要する場合に1施設600円の入館料として委員19名分を計上したものでございます。

節18 備品購入費のうち、庁用器具費につきまして、7万2,000円の減額となっておりますのは、平成29年度予算にスキナーの購入費を計上していたことによるものであります。図書購入費は、議会

図書室用に所蔵する書籍の購入費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金のうち、政務活動費は議員1人当たり月額3万円を会派へ交付するものでございます。その下の4種の負担金は、各議長会に対する負担金でございます。一番下の全国高速自動車道市議会協議会は、高速自動車道の建設促進と料金制度や防災安全対策など高速道路の諸情勢や通過市共通の問題を総合的に調査研究し、その解決を図るため、関係方面に要請等の措置を行う組織で、全国323市が加盟しております。

以上、平成30年度一般会計予算所管分の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成29年度一般会計補正予算（第7号）のうち、議会費にかかわります部分につきまして、同じく補正予算説明書に基づきながら説明させていただきます。

いずれも減額補正で、年度末を見通した中で、執行状況を精査いたしました上での減額となっております。

節1 報酬の議員報酬につきましては、平成29年9月29日の摂津市議会議員の任期満了に伴って、平成29年10月10日の議長及び副議長の選出までの10日間と、平成29年10月11日の常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長選出までの11日間の役職加算分との差額を減額するものであります。

節3 職員手当等の議員期末手当につきましては、平成29年10月10日に施行されました摂津市議会委員会条例の一部改正により、常任委員会数が1減の3常任委員会となったことによる差額を減額するものでございます。

節4 共済費のうち議員共済給付費負担

金につきましては、議員21名分の共済給付金の給付に要する費用を計上していましたが、平成28年9月に議員1名が欠員したことにより、共済給付金の算定基準日であります平成29年4月1日において、議員数が20名となり、差額分257万2,000円を減額するものであります。

節9旅費につきましては、常任委員会における行政視察を実施するための予算で、1人8万円の21人分168万円を想定しておりましたが、1人当たり約5万7,200円、計約109万円の支出となりましたことが減額の主な要因でございます。参考までに申し上げますと、総務常任委員会では茨城県常総市及び埼玉県春日部市を訪問し、1人当たり約4万3,700円、建設常任委員会では東京都武蔵野市及び埼玉県東松山市を訪問し、1人当たり約4万3,100円、文教常任委員会では埼玉県熊谷市及び東京都荒川区を訪問し、1人当たり約4万2,700円、民生常任委員会では岩手県釜石市及び岩手県北上市を訪問し、1人当たり約9万6,700円の支出でございました。

節11需用費の印刷製本費につきましては、議会だよりの発行に係る経費や修繕料につきましては議場内の一部段差を解消するに当たっての議場内スロープ設置等修繕業務に係る経費及び議場へ国旗・市旗を掲揚するための旗立台設置等修繕業務に係る経費、また節13委託料のうち筆耕翻訳委託料は、本会議での速記や各委員会、協議会における音声反訳に係る経費、議会映像配信委託料につきましては、本会議におけるライブ配信及び録画配信に係る経費で、それぞれの業務における年度末見込みにより減額するものでございます。

節19負担金、補助及び交付金の政務活

動費につきましては、平成29年度は議員改選年でございましたので、上半期と下半期に分けて交付申請を行っていただきました。上半期につきましては、1会派のみの交付でございましたので、交付申請が行われなかった分270万円及び交付申請を行われた1会派の精算戻入分90万円、並びに交付申請が行われなかった下半期分全額342万円を減額するものでございます。

以上、平成29年度一般会計補正予算(第7号)所管分の補足説明とさせていただきます。

○南野直司委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

森西委員。

○森西正委員 バンダバーグ市の件ですけれども、幹事長会でも、大阪維新の会は友好都市締結20周年記念式典に参加をすべきではないということで伝えさせていただいてました。

ご説明で、参加をする場合というようなことでありましたけれども、改めて我々は、その点に関しては参加をするべきではないということを伝えさせていただきたいと思っておりますので、以上、意見ですけれども、させていただきますと思います。

○南野直司委員長 ほか、ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○南野直司委員長 出席者による全員賛成であります。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号所管分につきまして、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○南野直司委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前11時11分 再開)

○南野直司委員長 議会運営委員会を再開します。

追加議案及び意見書の議事日程、扱いにつきまして、協議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

香山総括主査。

○香山事務局総括主査 それでは、追加議案及び議会議案の上程にかかわりまして、3月29日の議事日程についてご説明申し上げます。

この日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第1号など、31件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。

この31件を採決グループごとにまとめるように順序を並びかえて、備考欄に採決の方法を記入いたします。

先ほどの協議会での態度表明をもとに整理いたしますと、議案第1号につきましては、起立採決としていただきます。

次に、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第21号、議案第28号及び議案第29号が一括起立採決。

最後に、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議

案第12号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号及び議案第35号が一括簡易採決でございます。

日程3が、3月26日に提出されました追加議案の議案第36号、平成29年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)で、即決でございます。

日程4が、本日上程が決まりました意見書でございまして、一括上程の上、即決でございます。

採決グループごとに並びかえて、議会議案第1号、議会議案第2号、議会議案第3号及び議会議案第5号は一括簡易採決、議会議案第4号が起立採決と備考欄に記載いたします。

次に、日程5といたしまして、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件ということで、これについては備考欄に簡易採決と記載いたします。

3月29日の議事日程並びに議会議案、それから常任委員会の所管事項に関する事務調査票につきましては、本会議開会までに、新館7階講堂へ配付させていただきますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○南野直司委員長 ただいまの事務局の説明のとおり、決定することに異議ないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司委員長 異議ないようですので、そのように決定をいたします。

続きまして、去る2月20日、議会活動等検討委員会におきまして、議会運営委員会の行政視察についての協議がなされ、本

委員会に次のとおり申し送りがされました。

委員会の行政視察につきましては、平成15年から実施されていませんでしたが、平成24年1月11日の議会活動等検討委員会で協議され、平成24年度から常任委員会の行政視察が再開されています。その中で、議会運営委員会については、平成15年度から行政視察を行っていない状況ではありますが、地方分権の推進に伴い、拡大する首長の役割や権限に対して、議会の監視機能の一層の強化と住民の多様な意見の施策への反映、さらには条例等の制定による政策立案機能の強化が求められております中、議長の諮問を受け、議会の運営に関する事項を所管する議会運営委員会の役割の重要性は、ますます大きくなっております。

このような状況から、議会活動等検討委員会におきましては、22項目の議会活動等における諸課題を検討するに当たり、各種調査を行う際にも他市の先行事例を参考にする必要があり、今後、議会運営委員会の行政視察についても行うべきである、との方向性が決定され、本委員会で実施等について決定するよう申し送りがされたところであります。

ここで、この議会運営委員会の視察を再開し実施するかしないかだけ、もしきょうご意見をいただけるのであれば、聞きたいと思っておりますけども、松本委員、どうでしょうか。

○松本暁彦委員 実施する方向で。

○南野直司委員長 復活ですね。

松本委員。

○松本暁彦委員 はい、復活で。

○南野直司委員長 大阪維新の会、森西委員。

○森西正委員 うちも、復活してもいいのではないかということです。

○南野直司委員長 増永委員。

○増永和起委員 済みません、委員長、意義について。この行政視察を行うかどうかの結論だけを先にここで、というのは、やはり何でこれをするのかみたいなことについても、きちっと、ここでもそうですし、会派でもきちっと話し合いをした上で最終結論というのが本来ではないでしょうか。

○南野直司委員長 それはそうなんですけど、29日も本会議がありますので、もし既に1回持って帰って、話し合いされてたら、と思って聞いてみたんです。日本共産党は今出ないということで、いいですか。

増永委員。

○増永和起委員 そうですね。

○南野直司委員長 わかりました。つきましては、実施することについて各会派へ持って帰っていただきまして、3月29日の本委員会で協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、29日の本委員会におきましては、本委員会において行政視察を行うかどうか。行う場合、現委員で行うかどうか。現委員で行う場合は、5月が3つの常任委員会の視察が入ってます。6月が定例会になりますので、この委員で行くとすれば7月か8月に、暑いときになります。

それはもうやめておけば、次の9月以降の視察になってくると思いますけども、その辺も踏まえて決めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

増永委員。

○増永和起委員 今回のこの議会活動等検討委員会のほうからいただいた課題ということで、この行政視察というのがあるんですけども、どうしてその行政視察を議会運営委員会で行くべきかという中に、やはり議会活動等検討委員会でいろいろ議論をして、摂津市の議会活動を前に進めていくという議論の中で、課題をまだたくさん残している。政務活動費とかも含めて、まだ議論が途中になっているものもたくさんある中で、他市の状況とかも、そういうことについてきちっと見ていく中で、それについても、さらに話を進めて、よりよい議会活動を進めていこうという趣旨であると思うんです。

議会運営委員会の中では、その問題について特別に議論をしてきたということではないと思うんですけども、今後、さてこれから話し合っていかなければならない課題があって、それは議会活動等検討委員会でやる。議会運営委員会は行政視察に行く、ということでは、それぞればらばらな状態であるのかなというふうにも思うんです。そこをどう有機的にかみ合わせるのか。

また、どこで、これからの議会の発展のためにどうしていくかという話をやっていくのか、という問題について、やはりある程度の整理をしない中で、行政視察に行くことだけを決めても、それがこの議会活動の発展にどのように活かされるのかということについて、やはり市民にも説明が付きにくいのではないかというふうに思うんです。その辺についても、ぜひご議論をいただいて、お願いしたいと思います。

○南野直司委員長 わかりました。意見として受けとめさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上で、本委員会を閉会いたします。
(午前11時19分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 南野直司

議会運営委員 檜村一臣